

源氏物語古注の「遊仙窟」訓

平井秀文

遊仙窟の訓詁が、中世の文献において、どう援用せられ流布していたかを、それを典拠として明記しているものについて考える。

前稿^{注1}で、辞書の類においての状況を調べたが、ここには、古典の注釈にあたって、どう扱われているか、とくに、もっとも多くの注釈を有つ源氏物語古注を対象とする。他の古典の注釈には、この訓詁はあまり扱われてはいない。

いったい、語の読みあるいは解義に、漢語漢字の訓詁例を傍証とする注釈方法は珍しくないが、その解釈に、真に必要なものか妥当なものかは、疑わしいものも少なくない。ただ、その適否は問わないが、遊仙窟の訓詁が、その時代に、その著者に、迎えられている実情を示すことは明らかである。

源氏物語のごとき、相ついで多くの注釈が生まれ行われるとき、その前著を何らかの形で承けているものがほとんどで、したがって、訓詁の援用も、その原漢籍文献からよりは、むしろ孫引きの多いことはいうまでもない。しかし、それもそれなりに、その援用が、少なくとも、その著者には、ありがたいものであったこと

源氏物語古注の「遊仙窟」訓

とは否めない。そこに、意義もある。

- 一 奥入の意義
- 二 紫明抄から
- 三 異本紫明抄について
- 四 原中最秘抄
- 五 河海抄―その一

一 奥入（定家自筆本）には、その「かけろふ」の項に、八ねたまし
かほニVの朱書標記について、「遊仙窟」と明記して、つぎの二行
がある。訓点本の形式のまま、ヲコト点も朱書せられ、傍訓もある。
奥入は、他のところでも、漢籍を挙げるにあたっては、この形
式すなわち朱書加点でも示されているので、遊仙窟だけにかぎって
のことではない。

故^{ナカマシカホニ} 将^{セテ} 織^{ホシキタナズエヲ} 手^{ヨリ} 時^{クニ} 弄^{カキナラス} 小^{ホソキヲ} 絃^ヒ
 耳^{ミミ} 聞^{キク} 猶^{イキ} 氣^キ 絶^{タエナムトスルモノヲ} 眼^{イカハカリカ} 見^{アハレナラム} 若^ニ 為^ル 恰^ニ

これに、朱書の星点、切点、返点また訓合の符号が、わずかながら施されている。ヲコト点は、ふつうの紀伝点である。これらによって、右を讀み下せば、つぎのようになる。

故^{ネマシカホニ}に 織^{ホシ}キ 手^{タナセエヲ}を 将^モテ 時^{ヨリクニ}に 小^{ホシ}キ 紘^ヲを
弄^{カセナラ}ス

耳^{ニキ}に聞^キク タニモ、猶^{イキノ} 氣^{クニ}の 絶^{タナムトスル}むと 眼^メに見^ミは

若^{イカハカリカ} 為^{アハレ}か 恰^{アハレ}ナラム

前条にすぐつづいて、標出語の記載はないが、つぎの二行がある。一見、合わせて四行が一つの援用文のようであるが、明らかに別条であり、「外甥」の訓詁を前提とするもので、標出とする語が欠けているにすぎない。したがって、「遊仙窟」の出典注記は、すぐつづくこの条にまで及ぶものである。

容^{ヨハウンノカヲハセハ} 貌^{ニタリ} 似^{ニタリ} 舅^{ハシ} 潘^{アンシシカハ} 安^{シシカハ} 仁^ハ 之^カ 外^{カタノ} 甥^{ヨヒナレハ}
氣^キ 調^{テウノイキサシハ} 如^{コノカミン} 兄^{サトイキ} 崔^{クイ} 季^カ 珪^{オトイモヲナレハ} 之^ハ 小^コ 妹^{イモ}

これには、朱点の類はない。いま、これらを、^{注2} 原典にあたって、注意するべきことを記す。

まず、文字およびその訓について。「恰」は、^{注3} 刊本また陽明文庫本には「憐」とあり、^{注4} 醍醐寺本また真福寺本には「恰」となっており、^{注4} 醍醐寺本では「イ」として「憐」が異文にあることを注している。訓詁についていうと、その文字のいずれにしても、「ヲ(オ)モシ

ロカラン」というのが、^{注5} 諸本の通訓であって、奥入の傍訓の「アハレナラン」と訓ずるのは、真福寺本だけである。これからいうと、字また訓とも一致するのは、真福寺本ということになる。

そのほか、訓について。「織手」は、諸本の通訓「ホソヤカナル手」とあって、語形が異なる。原訓でも、「織腰」では「織」を「ホソキ」とあるが。

「聞クタニモ」は、真福寺本に通ずる。通訓というべきは、「タモ」「スラ」である。

「外甥」は、「ハ、カタノメイナレハ」が通訓で、これと異なり、ただ、醍醐寺本だけが、通訓のほかに左訓「ヨイナレハ」を併記している。

奥入のこの四行は、以後の諸注の基となったのはいうまでもないが、定家は、何らかの原典によったであろう。自分だけの付訓ならば、朱点ごとにヲコト点のごときを用いるはずはない。二条を挙げ後の一条には朱点のないのは、おそらく、省略したものであろう。二種の原典に拠って、一方が無点であったとは考えられない。

定家が用いたと考えられるその原典の、どのようなものであるかは断ずるべくもないが、訓点本の形式ということからいうと、現存最古の醍醐寺本の点より、定家の自筆本といえ、はるかに古い年代になるから、この奥入の注記は、わずか二行にすぎないが、それだけの意義がある。

二

紫明抄(角川書店版)には、「遊(幽)仙窟」と明らかに注記し

たのが、十三条あり、ただし、うち重出の二条があるので、内容的には十一條の援用といつてよい。

訓読語が、そのまま挙げられているのではなく、この種の注釈の形式の常として、物語文の短い部分を標出し、そのうちのある語に対する出典としての「遊仙窟」の語または文で示す。したがって、施点せられていくべきが、重出の一方では、加点の省かれていたりする。

△桐壺▽

・ けにえたふまじうない給

一眉猶巨耐、雙眼定傷人遊仙窟

全く訓点を示していないが、同条が△夕顔▽にもあり、それには傍訓がある。「巨耐」の訓読を、「えたふまじう」の参考として援用した。原訓では、「耐カタクモノへ△巨カタクモノ」と、通訓する。

△簪木▽

・ さるはいと世をはかりまめたち給

斂色マメタツ 在遊仙窟 又皺眉同上

原訓は、「斂色トマメタチテ」というように文選読するのが通訓。

「皺眉」のほうは、「マメタツ」「ヒソム」の両訓が、諸本に見える。「まめたち」の意味を、これらで示した。

・ まめくしきすちをたてゝみくはさみかちにひさうなきいと
うし

主人女イトウシ遊仙窟

源氏物語古注の「遊仙窟」

これは、^{注2}原文に「娘子既是主人母、少府須作主人公。」とある、「主人母」が諸本に通ずる。「イヘトシ」あるいは、この注のごとき「イヘトウシ」というのが通訓。なお、参考までにいえば、「主人公」は「イヘノキミ」と通訓する。

人の見をよはぬほうらいの山……その心しらひをきてなどをなん上手はいといきほひことにわる物はよはぬ所おほかるこの条の「わる物」の右傍に、小記して、つぎの注記が入っている。

虚俗キヨシヨクノワロモノ 幽仙窟文

これは、次々条に重出するによつても明らかのように、「幽」は「遊」であるべく、さらにここでは「幽仙窟文」とことわっているのがめだつ。次条も、同じ表記形式である。

原典の、「本非凡俗」また「謂言凡俗」とある「凡俗」が、これにあたる。すなわち、諸本に「凡俗ノタ、ヒト」と通訓する。「虚俗」の文字は、翻醒寺本だけにあるが、それも「虚俗のタ、ヒト」と訓する。真福寺本は「タヒ、ト、ワルモノ」の二訓を残すが、文字は「凡俗」である。現存本に、「虚俗ノワロ（ル）モノ」という原文・原訓を併存するものは見あたらない。

・ むねこかるゝゆふへもあらむとおほえ侍る

未タ三テ曾飲アラスマシヨニ 腹アツキコトシ熱カ 如レ焼カ、不レ憶ル 舌ツルキヨ 刃
腹ウケルコト穿タリ 似サクニ割幽仙窟文

出典の表記形式は、前条と同じ。「むねこかる」の参考訓として示

されているが、「腹ノアツキコト焼カ如シ」をさしているのである。刊本以下「アツイ(ヒ)コト」と音便形になっている。真福寺本は、「アタ、カナルこと」。

・すへておとも女もわるきものはわかかつかにしれるたの事をのこりなく見せつくさんと思へるこそいとをしけれ
この条の「わるもの」の右傍に、小記して、前々条と同じように、つぎの注記が入っている。

虚俗キヨソクノ 遊仙窟ウセンクツ

ここには、正しく「遊仙窟」とあるので、前々条の表記形式を察し得る。

・さゝやかにてふしたり

少サイと狭キョトちのさキョトくはキョトそキョトき也キョト 細サイこキョト許キョト 遊仙窟ウセンクツ

原文に、「婀娜腰支細細許」とあるもので、文選説に「細々許トサ、ヤカナリ、サ、ヤカナナメキ」とするのが通訓。この訓読語例は、他文献でも、よく援用せられる。

△夕顔▽

・けいめいして

經營して也ケイメイ 嫵ケイメイ 嬖ウヰ 遊仙窟ウセンクツ

これは、訓読ではない。出典注記は、ここにも、わざわざ「遊仙窟文」と表記する。原文「忍笑嫵嬖返却廻」とあるところ、「嫵嬖トハテシラヒ(て)」と通訓する。

・君もえたえ給はず

一眉ノタモ猶エタウマシキニ 耐ヘルハ 雙テソコナウラム 眼定テソコナウラム 傷ヘルハ 人遊仙窟ウセンクツ

さきには、無訓で援用せられた同文である。原訓は前述のとおりであるが、「えたえ給」の参考文としたためか、「叵耐」に「エタウマシキニ」と傍訓したのは、著者の私訓ではないか、訓読語法ではない。ついでに、「傷人」をこう読んでいるのも同断。原訓は、「ソコナハム、ソコナヒテム」である。

△夕顔▽

・しわふきやみ囁病

兒近來患癩声不徹遊仙窟

訓は示していないが、原訓「シハフキヤミ」は、異訓がない。ただし、「患癩」とあるが、諸本に、「瘵」または「嗽」ともある。

△葵▽

・ものゝけいきすたまなといふ物いとおほくいてきて

遊仙窟云、窮鬼故調人注云魂与鬼通をいふ略

「窮鬼」の訓として、和名抄に、師説として「伊岐須太萬」とあるので、よく知られている。原訓では、「イキスカタ、イキスタマ」の両訓がある。「注云」とあるのは、原注に「人夢魂与鬼通」とあるもので、ここにこの注記のあることは、当時すでに、遊仙窟に有注本の行われていたことを証する。

△蜻蛉▽

・なとねたましかほるかきならし給との給に

故、モテ 桴ホソキテ 手、ヨリ 時、ツマナラス 小絃、ホソキテ 耳聞ニ

猶氣絶、タヘントスル 眠見トキイカハカリカ 君為ヲモシロカラシ 怡遊仙窟

「ねたましかほに」と「かきならし」とが、直接の対象である。

「る」は、草仮名「に」の字体類似からする誤写であろう。本文の誤字を、その左傍にそれぞれ小記訂正している。「故」の訓は、示されていない。「弄」は、「カキナラス」が通訓。この「ツマナラス」は珍しいが、陽明文庫本はそうなっている。刊本に「ツミナラス」の訓もある。「聞クモ」は、おそらく「聞タモ」の誤写であろう。その他については、奥入の項で、既述した。

・まろこそおほんは、かたのをちなれ

容貌ヨウハウハ 似ニタリ 舅、ハ、カク 潘安仁之、メヒナレハナリ 外甥、カホハセバ

氣調 如レ 兄、コノカミノ 崔季珪、オトイモウトナレハナリ 之小妹

出典の注記はないが、前条にすぐつづき、記入を脱したものである。 「は、かたのをち」とは、「似舅」と「外甥」との別の語を一つに考えてのものである。「外甥」の訓については、さきに述べたので、再説しない。

三

異本紫明抄（未刊国文古註釈大系本）は、紫明抄によつて成つた

訓源氏物語古注の「遊仙窟」訓

ものと考えられる。しかし、巻一・二すなわち桐壺・帚木の巻は欠いているので、その部分は、紫明抄と対照することはできない。四条を残している。

△あふひ▽

・ものゝけいきすたまなと云物いとおほく出と云事

遊仙窟云 窮鬼故調人 註云 魂与鬼通云略 素寂

「素寂」と注することによって、原典によるものではなく、紫明抄からの援用たることを明示する。したがって、傍訓のないことも、もとのとおりである。

△がけらふ▽

・空飛鳥のなきわたるにももよほされてこそかなしけれと云事

可憎病鶯半夜驚人薄媚狂鷄三更唱曉 同

そのすぐ前の条には出典注記がないので、この「同」は何をさすか即断はできないが、少し前の条には「素寂」の注記があるので、それと同じという意か。すなわち、紫明抄によつたのを示すものであろう。その紫明抄では、この文は記載しているが、出典の注記は全くない。その底本にすでにそうであったか、何らかの写脱か。河海抄には、明らかに遊仙窟たることを注記している。

・なとねたましかほにかきならし給と云事

遊仙窟

故々 ネタマシカホニ 将織手 モテ 時々 ホソキテヲ 弄 ヨリ 小絲耳 カキナラス

聞猶キクモノ 氣絶イキノタエントスル 眼見ムニ 若為イカハカリカ 鑿

貌似モトメ 舅藩ニヤク 安仁ヤスニ 之外ノト 甥ニヤク 氣調キテウ 如見ニヤク

崔季珪之小スエヒ 妹イモ 定家サダメ

まことに、いいかげんな記載法ではある。傍訓のある前半が、この「ねたましかほにかきならし」に対する原典のものたるは、頭書しているとおり。無訓の後半は、すぐつぎにつく別条の本文ながら、ずっとつづけて一文たるがごとく解しているのは、「定家」と末尾に注したように、奥入によつたものの、それは四行に連ねてはいるが、二行ずつの別条たるは既述のとおりで、それを理解することなく、ただ何も考えずに書いたものと思われる。

・にるへきこのかみや侍へきといらふかこそ中将のおもとと、かいひつるなりけりまるねこそおほむはゝかたのおちと云事

容貌ヨウハウノカホハセ 似舅ニヤク 潘安仁パンアンニ 之外ノト 甥ニヤク

氣調キテウイキサンハ 如ニヤク 兄コノカミ 崔李珪之小スエヒ 妹イモ 定サダメ

「定」すなわち「定家」で、前条に同じ。「遊仙窟」の頭書がここにはないのは、奥入の形式をそのまま踏襲している。訓読については、すでに再説しているので省くが、「定」すなわち奥入によるとはあるものの、直接の援用ではないため、かなりの誤脱などがあることはよくわかる。もつとも、これらの欠点は、伝写を經ているうちに生じたもので、著作の原形においてそうであつたという意味ではない。

四

原中最秘鈔(阿波文庫本)に二条見える。原典によつたのではなく、また、注釈のための必要性もほとんど認められないようであるが、これがこの時代の通例であり、ふとした語訓に、遊仙窟の通ずるものに、間接的にもせよ、援用するということは、原訓の流布普遍性を示すともいえる。

△句兵部卿▽

一のりゆみのかへりあるしのまうけ六条院にてころことにし給

贈射還饗事ノリユミノカヘリアル

このつぎに、北山抄を引き、さらに、関係のつぎの文がある。

私云かへりあるしの事のり弓の後大将かたのすけをひきて我亭

にて種々の饗應の儀式ありあるしとは饗と云字をよむ也又亭と

云字は遊仙窟にあはらやと云よみあり仍吉事に此第の字を書

へし……………

すなわち、注文に用いた文字の読みに援用している。これは、原文

「遂止余於門側草亭中」の「草亭」をさすもので、諸本「草亭のアハラヤ」と通訓するが、刊本では、「アハラヤ」ではなく、「ワラヤ」と訓じているのは新しい。

△手習▽

・一人とすいはんなと様の物くはせ君にもはすのみ様のものいた

したれば

蕪實ハスノミ 私云遊仙窟ニ 蓮子のさか月とあり 然ば水飯饗應

之後きかつきをいたして盃酌儀あるか……

このあと、なお、「行阿云」とあって、文はつづく。「蓮子ノサ
カツキ」という文選読のあるを示しているが、「蓮子」の語は、原
典に

芙蓉^ノ生^ニ 澗^ニ底^ニ、蓮^子ノ實^ニ深^ニ。

とあるごとく、「蓮子ノカナシミ」が通訓である。蓮の実を、その
形から、サカツキというのはあたりまえであるが、原訓にはそれが
ない。

五

河海抄は、それまでの研究の集成のようなもので、とくに、出典
の考証などに詳しい。したがって、遊仙窟の援用もまた多きをかぞ
える。

△桐壺▽

・あめのした

アメノウチ
天ノ表 遊仙窟

他の出典語例をも挙げてはいるが、付訓のあるのは、これだけであ
る。標出語は「あめのした」であるのに、あえて異訓ながら「天表」
を示したのは、同義という考えか。しかし、原典に「天表」の語は
なく、「アメノウチ」は「天下」に対する通訓となっている。なお
全書本では、このところ、「天表」と異訓である。「アメノウチ」
は、原典「天上、天辺」に対する通訓である。原文「従渠痛不肯、

源氏物語古注の「遊仙窟」訓

人更別求天。」の「天」は「アタシトコロ、アヤシキトコロ」が通
訓であるが、真福寺本は、ほかに「アメノウチ」の訓を残してい
る。前稿「塵芥」の項に言及している。

・あちきなう

無^{アチキナウ}事^{遊仙窟} 何^{ナソツチキナク}須^同 无^同情^同

「無事、無情」の「アチキナシ」は、原訓に通ずる。「何須」は
原典にあるが、この訓を見ない。前稿「運歩色葉集」の項において
「何須」に「アチキナシ」の訓あることについて、その故なきを述
べたが、それはこの「ナソソ」を省略したものとすべきが、このこ
の条の表記に察せられる。

・めつらかなるちこの御かほかたちなり

珍^{チンキ}奇^{メツラカニアヤシ}遊仙窟 非^{ヒシヤウ}常^同

原文にも「玉饌珍奇、非常厚重。」と相つづいているところで、
ともに文選読たるを明示する。「メツラカニアヤシ」は通訓である
が、「非常」は「ハナハタシ」が原訓で、「メツラシク」は、その
上の「珍奇」の訓にひかれて付けたものではないか。

・けにえたふましくない給ふ

一眉^{カモ}猶^{エタフマシキニ}耐^{ナラヘル} 双^テ眼^{ソコナフラン}定^{遊仙窟} 傷^人

紫明抄の部に出て、既述した。

・御かたみとて 記^{カタミ}念^{遊仙窟}

原文「留与十娘、以為記念」とあるもので、原訓どおりの通訓。前稿「堪囊抄」の項にも、この訓に言及している。

・そひふし

横陳 ソシケン 注目在身傍横臥也 遊仙窟

原典「横陳トソヒフシ、カトモ」と通訓する。また、「注」というのも、原注に「又云、横陳者、在身傍横臥也。」とあるをさす。

△箒木▽

・まめたち

黻色 マメタツ 遊仙窟 又 黻眉 同上

紫明抄の部に同じ。「マメタツ、ヒソム」の原訓。

・しつらひ シツラヒ 料理 遊仙窟

原文「料理中堂」とあるところ、「料理トシツラヒ(テ)」と、原訓どおりである。

・みくばさみがちにひさうなきいゑどうじ

主人 イェトウシ 妻 遊仙窟 家童 子 伊勢物語 異名本

標出の文に、「いゑどうじ」と濁音化して読んでいるのに、伊勢物語真名本の例が対応する。原文「主人母」であること、その他、

紫明抄の部に説く。

・うちひそみぬかし

舌出 ヒソム 遊仙窟 出 同 万葉

人のなく時に口のすけみいてたる也又とし老ぬれば口のすけむをもいふ也

百とせにおいくちひそむよとむとわればいとほしこひはますとも 万葉第四家持卿

直接には関係のないような部分まで記載したのは、「舌出」という語は、注記せられてはいるが、原典にはないからである。「ヒソム」の訓のあるは、たとえば「まめたち」の条に記した。「出」に同訓「ヒソム」が万葉集にあると注記して、その歌を示している。この家持の歌は、正しく巻四に

百年尔 老舌出而 与余牟友 吾者不猷 恋者益友

とあるもので、これを右の仮名書きと対照すると、第二句は「おいちひそむ」と読むことを教えている。ここで、「舌出」に「(クチ)ヒソム」という訓があらわれ、「出」に「ヒソム」訓が生まれる。しかし、これが遊仙窟の訓詁にありと、どうして誤られたか。

・うなつく ウナツク 点頭 或 同 漢書 領許 同 准隋子

この記載から考えると、「領許」を「ウナツク」と遊仙窟に訓するとの表現になるが、現実はこの語・訓ともに原典にない。

・心つきなく

開晴 遊仙窟 無心月 冥子

付訓はないが、下の宛字の表記によって、標出語の読みを示すも

のと解する。「開」は「関」たるべく、「晴」は全書本のごとく「情」たるべく、「関情」となる。原訓に、「コ、ロツキ、コ、ロツキナリ、コ、ロツキナルコト」などが見える。

・人やりならぬむねこかるゝゆふへもあらんと

千思チタヒ 千腸チノタ 熱アツシ 一念ヒ 一心ヒ 心ムネ 焦コカ 焦コカ 遊仙窟

原文は同じであるが、「一心焦」の訓は異なる。「一ノ心焦コカルレヌ」とあるのが原訓で、「心焦ムネコカル」は標出の本文にしたがった意訓ともいふべきか。

紫明抄は、この同じ標出文に対して、全く別の原文を示して読んでいる。その項に述べた。

・さくやかにて

細サ々ヤカナリ 許サイ々キヨ 遊仙窟 少々サハエ 小蠅サハエ いづれもちいき心也

紫明抄の部で述べた。それとこれとは、ほとんど同趣の文ながら、小異があり、比べて興味がある。なお、後にも重出する。

△空蟬▽

・おもと

遊仙窟云 従ヨシヤ 渠オモト 渠ナシ 渠ナシ は汝也 你也

原文「従渠痛不肯、人更別求天。」にあたる。「従」は通訓であるが、「渠」は刊本に「ミマヒトコロ、キミ、ヨモト」の三訓を併記している。これは諸本の訓をまとめたものである。「ヨモト」は、真福寺本に見える。

源氏物語古注の「遊仙窟」訓

・めてたき御ありさまも

可愛メテタシ 遊仙窟 娃メテタシ 婢メテタシ 同

原文「可愛語中聲」で、「可愛」は文選読であるが、刊本に「ウツクシケナル、メテタキ、オモハシキ」の三訓が併記せられ、これまた諸訓の集成である。「メテタキ」は、真福寺本・醍醐寺本に見える。

「娃婢」には、単に「同」とだけあるのは、上記の訓および出典ともに「同じ」の意か。原文「行歩絶娃婢」で、「娃婢」も文選読であるが、「ミヤヒヤカナリ、ミヤビカナリ」が通訓で、「メテタシ」は見えない。

△夕顔▽

・このもかのも 此面彼面也こなたかなたといふ同詞也遊仙窟に 両辺をこなたかなたとよめり

刊本「両辺」に、「コナタカナタ、アナタ」を併記する。両訓あって、いずれかを採る。醍醐寺本は、「コナタアナタ」と訓じ、前稿の温故知新書は、これを採っている。

・しはふきやみ 十娘チヤウカ 日ヨノコ 児ヨノコ 近シ 来シ 患シ 願シ

声コ 音ヘ 不レ 徹徹 遊仙窟

紫明抄の項で述べた。なお、それには、この前項に、「君もえたえ給はず」の条があり、ここにはそれを標出しないのは、既出の△桐壺▽との重複をさけたものであろう。

△若紫▽

・たゞいまは 向來 タ、イマ 遊仙窟

この語、原典に多く用いられ、「タ、イマ、イマン、イマ」などと類訓が通用せられる。

・なをさりにとも ナヲサリ 遊仙窟

原訓「ナヲサリニ、トコトハニ」のいづれかが採られている。

刊本「平生好須弩」の傍訓に「平生」とあるは、この「トコトハニ」の脱である。

・ことはおほかる人にてつきくしういひつゝくれと

詞多品少 モノハシ ツキクキシウ 遊仙窟 方便 ツキクキシウ 遊仙窟

原典に、重出する。原訓「ツキクキシク（フ）」が通訓で、そのほかに、刊本で「ヤスライテ、ソラシラスシテ」を文選読で併記している。

・まめやかなる御とふらひ

穀色 マメタチ 遊仙窟 正首 マメヤカ 同

「穀色」は、すでに「籐木」にも出ている。「正首」は、原文「向來正首病発耶」とあるところ、「マメヤカニ」が通訓である。

・うつくしき御はたつきもそころさむけにおほしたるを

偏愛 ウツクシ 漢語抄 愛色 同 遊仙窟

原文「愛色転須磨」とあって、「ウツクシケナル色」というのが通訓となっている。

〔末摘花〕

・大ひちりきさくはちのふえ

大籥 籥 ナカムサクハチノフエ 遊仙窟

文選読「尺八ノフエ」が通訓どおりである。ついでに、これは原文「兒詠尺八」とあって、「詠」の訓は、刊本に「兒ハ尺八ノフエヲ詠セン」とあるように、ここでは、諸本「詠セム（詠ス）」とサ変動詞化しているのが通訓。原典に「詠」字は多いが、「詠ス」と読むか、大部分は「テ（て）」を送るだけであり、「ナカム」と仮名訓になっているのは、真福寺本に「僕、因て詠めて曰、」とあるのが、孤例というべきか。

・たをやき給へるけしき 婀娜 遊仙窟 窈窕 同

全書本には、「婀娜」に「タヲヤキ」の傍訓が、「窈窕」には「同」の傍記がある。両語ともに「タヲヤカニ、タヲヤカナル」というのが通訓で、「婀娜」は別に「ナマメク」の動詞訓を有フが、「タヲヤキ」の原訓は見あたらない。

〔紅葉賀〕

・まかばいたくろみおちりりて

師説云 眠 マカハ 或マカフ 文選云 高眠 カウキウトマカフヲタカク

一 説 眼皮也 まかは 遊仙窟云 眼皮 マメユカユカル

今案云 眼皮も有 其 謂 敷 原文「昨夜眼皮調、今朝見好人。」とあり、「眼皮」は、「マユ

メ」または「メノフチ」が通訓、「マカハ」の訓はない。なお、「瞶」は、諸本「瞶」字で「カユカリ、ハタラクキ」の訓がある。

〈葵〉

・ものゝけいきすたまなといふ物

遊仙窟 云 窮鬼 故 調 イキスタマノマコトニナヤマスナリケリ 人 注云魂与鬼運をいよ也 ヒトヲ

「窮鬼」の訓、また「注」については、すでに紫明抄の部で述べたが、それでは、本文だけで全く傍訓はなかった。ここを、刊本の訓によって示せば、

窮鬼 ノイキスカタ コトサラニエヤマスヤヲ 故 調 ノイキスタマ セルカ ワレヲ 人

と両訓が示されている。「故」は「マコトニ」または「コトサラニ」のいずれかに訓するのが諸本の例。また、「人」は、刊本の左訓のように、「ワレ」が通訓となっている。

〈明石〉

・にらみきこえ給

瞰 ニラミ 耶 睨 日本紀 睡 毗 新撰薬詁 斜 眼 同 嵯峨窟

「同」字は、おそらく初出の「ニラミ」の訓をさすものであろう、全書本にはない。「斜眼」を「ニラミ」と読むのは、原文「十娘則斜眼」のときであり、「張郎不須斜眼」では「ミカタムルコト」と諸本に読みわけてある。ともに、「斜眼ト」をうける文選読であることはいうまでもない。

源氏物語古注の「遊仙窟」訓

注1 前項とは、本誌「日本文学研究」第一〇・一一号をさす。

注2 原典・原訓・原文・原注の原は、すべて遊仙窟をいう。

注3 刊本とは、無刊記本（寛文刊本）で、遊仙窟を例示するときは、これによる。

注4 すべて、遊仙窟の古鈔の伝本名をいう。

注5 諸本とは、刊本を含む遊仙窟の伝本類をさす。

注6 国文註釈全書の「河海抄」をいう。

—この項づく 昭和五二・一九一五稿—